

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (事業譲渡等の書類の保管) 4 の 2—33 措置法令第 2 条の 22 第 1 項《<u>金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告</u>》に規定する勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先）の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、その書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、同令第 2 条の 25 第 6 項の規定によるその写しの作成及び保存は要しないものとする。 第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (事業譲渡等の書類の保管) 4 の 3—11 措置法令第 2 条の 31 において準用する同令第 2 条の 22 第 1 項《<u>金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告</u>》に規定する勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先）の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、その書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、措置法令第 2 条の 31 において準用する同令第 2 条の 25 第 6 項に規定するその写しの作成及び保存は要しないものとする。この場合において、財形年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者に係る書類については、当該移管先の営業所等の長において保存するものとする。 第 7 条 《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係 (非課税とされる利子の範囲)	第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (営業譲渡等の書類の保管) 4 の 2—33 措置法令第 2 条の 22 第 1 項《<u>金融機関等において営業譲渡等があつた場合の申告</u>》に規定する勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先）の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、その書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、同令第 2 条の 25 第 6 項の規定によるその写しの作成及び保存は要しないものとする。 第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (営業譲渡等の書類の保管) 4 の 3—11 措置法令第 2 条の 31 において準用する同令第 2 条の 22 第 1 項《<u>金融機関等において営業譲渡等があつた場合の申告</u>》に規定する勤務先（当該勤務先が事務代行団体に財形年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る事務代行先）の長は、同項に規定する「移管先の営業所等」の長が作成した書類を受理した場合には、その書類を保管するものとし、税務署長が提出を求めた場合を除き、措置法令第 2 条の 31 において準用する同令第 2 条の 25 第 6 項に規定するその写しの作成及び保存は要しないものとする。この場合において、財形年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者に係る書類については、当該移管先の営業所等の長において保存するものとする。 第 7 条 《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》関係 (非課税とされる利子の範囲)

7—5 措置法第7条の規定は、平成10年4月1日から平成20年3月31日までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が平成20年3月31日後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。

第9条の2《国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例》関係

（タックス・クレジット等を受ける場合）

9の2—1 措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等（以下9の2—4までにおいて「国外株式の配当等」という。）に関して受ける所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（平成8年条約第1号）第10条4（d）及び同条5（c）に規定するフランスの国庫からの支払並びに同条7に規定する還付される前払税（以下「タックスクレジット等」という。）は、当該国外株式の配当等に該当するものとし、当該タックス・クレジット等に関して課される外国の租税の額は、同条第3項に規定する外国所得税の額に該当するものとする。

7—5 措置法第7条の規定は、平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が平成18年3月31日後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。

第9条の2《国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例》関係

（タックス・クレジット等を受ける場合）

9の2—1 措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等（以下9の2—4までにおいて「国外株式の配当等」という。）に関して受ける次に掲げるタックス・クレジット等は、当該国外株式の配当等に該当するものとし、当該タックス・クレジット等に関して課される外国の租税の額は、同条第3項に規定する外国所得税の額に該当するものとする。

- (1) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約（昭和45年条約第23号）第11条3(a)(iv)に規定するタックス・クレジット
- (2) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約（平成8年条約第1号）第10条4（d）及び同条5（c）に規定するフランスの国庫からの支払並びに同条7に規定する還付される前払税